

令和8年8月千葉豪雨で被災された方の受入れについて

横浜市では、令和8年8月千葉豪雨で被災された方について、次のとおり市営住宅への受入れを行うこととしましたので、お知らせします。

1 提供戸数 8戸

2 入居条件

(1) 入居資格

令和8年8月千葉豪雨により、住宅が損壊するなどして、居住継続が困難となった方（罹災証明により、被害の程度が半壊以上とされた方）

提出書類

- ・ 罹災証明書（被害の程度が半壊以上）
- ・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

(2) 一時提供期間

6か月（状況によって最長1年間まで延長可）

(3) 使用料・保証金

免除（ただし、光熱水費、共益費等は各自で負担）

(4) 提供備品

エアコン、ガスコンロ、照明、カーテン、網戸、給湯器（部屋による）

3 申込受付期間

令和8年8月24日（月）から（土日・祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

4 お問合せ先

横浜市建築局市営住宅課管理係

電話 045-671-2923

お問合せ先

市営住宅課長 村上 Tel 045-671-2903



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

